

令和5年

# 峡南広域行政組合第1回臨時会会議録

令和5年8月21日 開会

令和5年8月21日 閉会

峡南広域行政組合議会

令和 5 年

第 1 回 峡南広域行政組合議会臨時会

8 月 2 1 日

令和5年第1回（8月）峡南広域行政組合議会臨時会

令和5年8月21日  
午後 1時34分開議

1. 議事日程

臨時議長あいさつ

代表理事あいさつ

開会宣言

日程第1 仮議長の選挙

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 報告第1号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求める件

日程第7 議案第12号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件

日程第8 議案第13号 高規格救急自動車の売買契約締結の件

日程第9 議案第14号 峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業設計施工請負契約締結の件

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	秋山豊彦	3番	松野清貴
4番	望月真	5番	小林有紀子
6番	井上光三	8番	望月恒
9番	佐野知世	10番	広島法明
11番	木内秀樹		

3. 欠席議員

2番	有泉希	7番	中居義正
12番	高橋茂広		

4. 会議録署名議員は次のとおりである。（2名）

5番	小林有紀子	8番	望月恒
----	-------	----	-----

5. 地方自治法第121条により会議に出席を求めた者ならびに出席した者（8名）

代 表 理 事	望 月 幹 也	会 計 管 理 者	望 月 融
事 務 局 長	清 野 忍	情 報 セ ン タ ー 所 長	安 藤 清 司
慈 生 園 施 設 長	深 澤 千 秋	慈 生 園 園 長	芹 澤 渡
消 防 本 部 消 防 長	石 原 千 秀	消 防 本 部 庶 務 課 長	武 田 真 一

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。（3名）

議 会 事 務 局 長	若 狭 正 樹
書 記	望 月 大 樹
書 記	依 田 拓

開会 午後 1時34分

○議会事務局長（若狭正樹君）

皆さん、こんにちは。

議会事務局長の若狭です。

議会事務局から申し上げます。

本日招集されました峡南広域行政組合議会臨時会は、議長および副議長が不在ですので、仮議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長を行うこととなっております。

ご出席の議員の中で、秋山豊彦議員が年長の議員でございますので、ご紹介申し上げます。

秋山豊彦議員、議長席にお着き願います。

開会にあたり互礼を行いたいと思います。

ご起立願います。

相互に礼。

ご着席願います。

○臨時議長（秋山豊彦君）

ただいま紹介に預かりました、秋山豊彦でございます。

本日は、皆さまにおかれまして、大変お忙しい中にもかかわらず、多くの議員がご出席を賜り、心から感謝を申し上げますところでございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を行います。

よろしく願いをいたします。

はじめに、現在クールビズ期間中でございますので、上着等は皆さまのご判断にお任せしますので、よろしく願いをいたします。

後刻、代表理事より諸議案が提出されますが、何とぞ慎重審議をお願いいたします。併せて本臨時会の議事が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願いいたします。

代表理事、あいさつ。

○代表理事（望月幹也君）

皆さん、こんにちは。

毎日本当に暑い日が続いていまして、私も上着を取らせていただきましたので、ご承知おきをお願いいたします。

開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和5年峡南広域行政組合第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、ここに臨時会が開催できますことに厚くお礼を申し上げます。

また、平素は広域行政の推進に深いご理解とご協力をいただいておりますことに併せてお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に関しましては、5月に第5類へ移行したところではありますが、峡南地域におきましても小中学校を中心にまだまだ予断を許さない状況が続いております。

先般、身延山病院の院長とお話をする機会がありましたが、かなり危機的な数が、身延山ですから南部町も含めて、感染しているという話を聞きました。

本行政組合でも、引き続き、今後のいかなる事態をも想定しまして、全所属所における感染予防対策の徹底をし、細心の注意を払うように、私からも指示をしているところであります。

また、近年では、台風や線状降水帯の影響により豪雨による水害等、未曾有の大規模災害が発生

し、全国各地に大きな傷跡を残しているところでもあります。当消防本部におきましては、峡南地域の各町、静岡側を含む近隣の消防本部と密接な連携を図り、住民の生命、財産を守るべく、早めの避難誘導體制の確立や資機材の整備点検などを行い、万全な体制を整えるよう指示をしているところでもあります。

本日、ご提案申し上げます案件は、報告案件1件、承認案件1件、条例改正案件1件、契約案件2件、計5案件を提出させていただきました。

後ほど、詳細にご説明をさせていただきたいと存じますが、よろしくご審議をいただき、何とぞご議決賜りますようお願いを申し上げます、あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○臨時議長（秋山豊彦君）

代表理事のあいさつが終わりました。

ただいまの出席議員は9名です。

定足数に達しておりますので、令和5年第1回峡南広域行政組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、第2番 有泉希君、第7番 中居義正君、第12番 高橋茂広君から欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

---

○臨時議長（秋山豊彦君）

日程第1 仮議長の選挙の件を議題といたします。

これより、仮議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決しました。

仮議長に、井上光三君を指名します。

ただいま、臨時議長において指名をいたしました井上光三君を仮議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

ただいま、指名いたしました井上光三君が仮議長に当選されました。

井上光三君が議場においでですので、峡南広域行政組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

ここで、仮議長に当選されました井上光三君から一言ごあいさつを頂戴いたしたいと思っております。

井上光三君。

○仮議長（井上光三君）

改めまして、皆さんこんにちは。

富士川町議会の井上光三でございます。

本日は、議長および副議長ともに欠席でございますので、先ほど皆さま方のご推挙をいただきまして、仮議長の職を務めさせていただくことになりました。

今日一日の議会、速やかにまた円滑に進めますよう、務めてまいりたいと思いますので、皆さま方のご協力をお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任のあいさつとさせていただきます。

○臨時議長（秋山豊彦君）

議員各位のご協力により、仮議長が選出されました。

皆さん、ご協力ありがとうございました。

では、仮議長と席を交代いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

---

再開 午後 1時38分

○仮議長（井上光三君）

再開いたします。

---

○仮議長（井上光三君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、峡南広域行政組合議会会議規則第108条の規定により第5番 小林有紀子さん、第8番 望月恒君を指名いたします。

---

○仮議長（井上光三君）

日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は8月21日本日1日とし、審議日程は日程第1から日程第9まで、いずれも本会議において審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間とすることに決しました。

---

○仮議長（井上光三君）

日程第4 諸般の報告を行います。

説明員の報告ですが、今臨時会に説明員として出席通告のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたので、ご了承を願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

○仮議長（井上光三君）

日程第5 報告第1号 令和4年度繰越明許費繰越計算書の報告を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

報告第1号 令和4年度峡南広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書のとおりご報告をいたします。

詳細につきましては、清野事務局長よりご説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○仮議長（井上光三君）

次に、報告第1号の内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、報告第1号 令和4年度峡南広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書について、詳細説明をさせていただきます。

繰越計算書につきましては、地方自治法施行令の規定によりまして、5月31日までに調整し、次の議会に報告するものでございます。

報告書2ページをお開きください。

2款1項総務管理費のデザインビルド事業者選定アドバイザー業務委託事業は、組合新庁舎の発注における関係機関との協議および参加事業者の募集条件や要求水準書の調整に日数を要するため、1,220万5千円を繰り越すものでございます。

3款1項消防費の新採用職員貸与品事業は、コロナ感染症の影響に伴いまして、製造等に不測の日数を要するため、繰り越すものでございます。

なお、各繰越事業の財源内訳は記載のとおりでございます。

以上、報告第1号の詳細説明とさせていただきます。

○仮議長（井上光三君）

ただいまの報告について、質疑はありますか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上のとおり、報告を終わります。

---

○仮議長（井上光三君）

日程第6 承認第1号 専決処分の承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

承認第1号 専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、令和5年6月30日付けにて、峡南広域行政組合一般会計補正予算(第1号)のとおり専決処分をいたしました。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ85万円を追加し、総額を18億7,335万3千円とするものであります。

緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分いたしました。同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めます。

詳細につきましては、清野事務局長よりご説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○仮議長（井上光三君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

承認第1号 専決処分の承認を求めます。詳細説明を申し上げます。

ただいま代表理事が説明をされた内容につきましてですが、12ページ以降、事項別明細によって説明をさせていただきたいと思います。

歳入でございます。8款1項1目繰越金を85万円、こちらを財源として追加をさせていただいております。

また歳出でございますが、13ページとなります。

2款総務費、1項6目庁舎整備準備費のうち、12節委託料に85万円を追加するものでございます。

令和7年度末完成予定の組合消防庁舎等整備事業の契約等諸業務の執行に伴いまして、当組合職員には建設・土木の専門職員がいないことから、技術支援の業務を委託するものでございます。

支援の内容は、事業者からのプロポーザル提案内容の確認、また業務着手時の事業計画書等に係る打ち合わせ、また設計内容に係る技術支援でございます。委託先は公益社団法人山梨県建設技術センターでございます。

なお、福山コンサルタントとのデザインビルド方式での事業者選定を行うためのアドバイザー業務は、選定業者の決定、また契約をもって終了する予定でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○仮議長（井上光三君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより承認第1号 専決処分の承認を求めます。質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---

○仮議長（井上光三君）

日程第7 議案第12号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

議案第12号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件について、提案理由を申し上げます。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、峡南広域行政組合火災予防条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものであります。

詳細につきましては、清野事務局長よりご説明いたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○仮議長（井上光三君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

議案第12号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件について、ご説明いたします。

15ページをお開きいただきたいと思います。また、お配りさせていただきました令和5年第1回峡南広域行政組合議会臨時会条例等新旧対照表も併せてご覧いただければと思います。

今回の改正の主な内容については、3点でございます。

15ページ、上から見ていただきますと、まず1点目でございますが、11条関係でございます。こちらにつきましては、急速充電設備の基準について、急速充電設備の定義に係る規定の整備のほか、充電ポストの取り扱い、緊急停止装置の義務等を定めているものでございます。

2点目につきましては、16ページ、第23条関係でございます。健康増進法の一部改正に伴い、多数の者が利用する施設については、喫煙所に喫煙専用室である旨の標識を掲示することが義務づけられ、喫煙所等の標識の図記号に係る規格を国際標準化機構、または日本産業規格が定めたものとするための改正でございます。

3点目は、そのほかの条にもございまして、所要文言の改正となっております。

なお、この条例につきましては、公布の日から施行となりますが、11条の2第1項の改正規定および次項の規定は、令和5年10月1日からの施行とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○仮議長（井上光三君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第12号 峡南広域行政組合火災予防条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

---

○仮議長 (井上光三君)

日程第8 議案第13号 高規格救急自動車の売買契約締結の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事 (望月幹也君)

議案第13号 高規格救急自動車の売買契約締結の件について、提案理由を申し上げます。

本件は、峡南広域行政組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長よりご説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○仮議長 (井上光三君)

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長 (清野忍君)

議案第13号 高規格救急自動車の売買契約締結の件につきまして、説明させていただきます。

19ページをお開きください。

この物件につきましては、事後審査型条件付き一般競争入札参加申出業者2社により入札を行わせていただいております。

令和5年6月8日に入札した結果、落札業者は甲斐日産自動車株式会社で、落札額は税抜きで2,880万円、予定価格に対しまして落札率77.69%でございました。

概要でございますが、中部消防署管内への配置、中部8という車両になります。この更新によるものでございます。

今回の車両は、ブラインド型車両搭載情報板、自動体外式除細動器等を搭載しているものになっております。現有の資機材で使えるものは更新せずに、新車両に乗せ換えることを前提としております。

契約金額に端数が出ておりますが、これにつきましては、租税の非課税分を全体額から除している関係でございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○仮議長 (井上光三君)

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第13号 高規格救急自動車の売買契約締結の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( な し )

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

---

○仮議長（井上光三君）

日程第9 議案第14号 峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業設計施工請負契約締結の件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

議案第14号 峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業設計施工請負契約締結の件について、提案理由を申し上げます。

本件は、先ほどの議案第13号と同様に、峡南広域行政組合の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分を定める条例第3条の規定により、議会の議決を得る必要があるため提案するものであります。

なお、詳細につきましては、清野事務局長よりご説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○仮議長（井上光三君）

提案理由の説明が終わりました。

詳細説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

議案第14号 峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業設計施工請負契約締結の件につきまして、説明させていただきます。

21ページをお開きいただきたいと思います。

今回の消防庁舎等整備事業設計施工請負契約につきましては、一括発注、いわゆるデザインビルド方式での事業者選定を行っております。デザインビルド方式では、造成および施設建設をはじめ、各設計すべてを一括発注とすることで、財政負担削減効果と、また設計と施工期間の柔軟な設定により工期の短縮、大きな物価変動に効果的な対策を講じることも期待されております。

従来の仕様発注ではなく性能発注となるため、結果的にローコスト、ハイクオリティーに繋がるものであります。

事業者選定につきましては、アドバイザー業務の委託をしております福山コンサルタントと、先ほどご議決いただきました委託先の公益社団法人山梨県建設技術センターのサポートをいただきました。

契約の方法は、随意契約でございますが、公募型のプロポーザル方式として、各町、また当組合のホームページで広く募集を行ったところでございます。

募集に際しましては、上限金額を24億円で設定し、設計施工請負事業者の基準は、造成規模1万3千平方メートル以上、盛り土高10メートル以上、また建設工事3,500平方メートル以上の実績のある業者グループ。なお、施工事業者につきましては、経営規模等評価結果総合評定値、こちらが1千点以上の実績を有することなどを設定させていただき、募集に必要な内容はすべて公示させていただいております。

これまでのプロセスといたしましては、令和5年7月24日にプロポーザル選定委員に資料を配布させていただいて、その後、内容の精査をお願いし、8月1日、第1回選定委員会、8月4日に第2回選定委員会におきまして、事業者選定（案）を取りまとめ、8月9日、組合の理事会に報告のあと、理事会にて事業者選定を終了して、本日、提案させていただいているものでございます。

なお、選定委員は、各構成町より専門分野が重複しないよう総務担当、財政担当、企画担当、建設担当、防災担当の各課長、この5名に、当組合消防長、情報センター所長の7名での構成とさせていただきます。

今回の選定条件は、応募事業グループ1社でありましたので、価格点600点満点、性能点400点満点の計1千点満点での採点を行い、合計で800点以上となっております。選定委員7名の平均で894.3点の点数を獲得してございます。

契約の金額は、23億9,729万500円でございます。

契約相手方は、代表企業、土木・建築工事をされる業者でございますが、山梨県笛吹市御坂町井之上1511、株式会社飯塚工業、代表取締役 飯塚潤。

建築設計企業、工事監理企業でございますが、山梨県甲府市上石田4-7-7、株式会社雨宮建築設計事務所、代表取締役 中田雅弘。

土木設計企業、土木の工事監理企業も兼ねてございますが、山梨県笛吹市御坂町井之上1368番地1、株式会社ブレーズ、代表取締役社長 裕下英志でございます。

なお、工期は議決の日の翌日から令和8年3月23日までの間とし、供用開始は令和8年4月1日を予定してございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○仮議長（井上光三君）

提案理由および詳細説明が終わりました。

これより議案第14号 峡南広域行政組合消防庁舎等整備事業設計施工請負契約締結の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和5年第1回峡南広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時02分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峡南広域行政組合議会議長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員